

宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により公表する。

平成25年4月16日

宮城県監査委員	安	藤	俊	威
宮城県監査委員	菅	間	進	
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門	
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
記				

- 1 監査委員の報告日
平成25年2月14日
- 2 通知のあった日
平成25年3月28日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があつたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分	158,440,736円
過年度分	470,613,683円
合 計	629,054,419円

・H22年度収入未済額

現年度分	430,100,529円
過年度分	485,154,993円
合 計	915,255,522円

ロ 措置の内容

平成24年度においては、更なる滞納額の縮減を図るため、班内を初動チームと処分チームに分け、これまでの地区分担制から機能分担制に変更した。このことにより、滞納額の多寡にかかわらず同一の滞納処分を実施できるようになった。

さらに、様々な徴収対策（税目毎、納期毎）については、その企画毎にチームリーダーを決め、徴収対策を講じた。

なお、自動車の差押・預金差押処分については、目標数を決め肅々と滞納処分を実施した。

また、課税班との連携を図り、督促状発付から滞納処分に至るまでの期間の縮減に努めた。

(2) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H23年度収入未済額

現年度分	206, 923, 994円
過年度分	493, 011, 084円
合 計	699, 935, 078円

・ H22年度収入未済額

現年度分	338, 643, 407円
過年度分	603, 974, 336円
合 計	942, 617, 743円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減方針に基づき震災による被災状況に十分配慮しながら収入未済額の縮減に向けた取組を行った。

個人県民税については、町村との共同催告の実施、地方税法第48条による直接徴収や訪問による巡回指導、県税還付金差押えの支援など従来の取組を継続して実施した。

また、個人住民税対策会議を開催し平成25年度予定の個人住民税特別徴収義務者一斉指定に向けた準備を推進した。

個人県民税以外については、自動車税を重点として滞納整理の早期着手、徹底した財産調査、換価・取立が容易な預貯金・給与等の優先差押え、タイヤロックや捜索による動産差押え等を行った。また捜索による動産はインターネット公売して換価するなど、収入未済額の縮減に努めた。

(3) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H23年度収入未済額

現年度分	152, 376, 606円
過年度分	415, 527, 294円
合 計	567, 903, 900円

・ H22年度収入未済額

現年度分	227, 487, 874円
過年度分	404, 013, 335円
合 計	631, 501, 209円

ロ 措置の内容

平成24年度県税滞納額縮減方針に基づき平成24年度県税滞納額縮減対策目標・事業計画を定め、特に自動車税については、現年度収入率99%，滞納繰越分40%を目標とするとともに、個人県民税を除く税目の差押えの件数を500件として収入確保に努めた。

平成24年12月末現在で、差押件数は自動車の差押件数606件を含む649件と、目標値を大きく上回った。

また、財産調査を進める等収入未済額の縮減を積極的に行い、処分停止等の措置を講じ、未整理事案の整理に努めた。

さらに、滞納事案検討会を2回開催し、長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して滞納整理にあたった。

個人県民税については、管内市町と連携した特別徴収推進により、先行して実施していた多賀城市に加え、管内全市町が平成25年度から特別徴収義務者一斉指定を実施することとなった。

また、県税還付金差押えなどの支援に取り組んだ。

(4) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- H23年度収入未済額

現年度分	166,733,366円
過年度分	518,781,124円
合 計	685,514,490円

- H22年度収入未済額

現年度分	221,797,235円
過年度分	495,638,217円
合 計	717,435,452円

ロ 措置の内容

1 個人県民税について

収入未済額合計の81%を占める当該県税については、平成24年度において管内市町等と個人住民税特別徴収義務者一斉指定に向けた会議を4回にわたり開催し協議を重ねた結果、管内全市町が平成25年度からの一斉指定を目指すこととなり、収入未済額縮減に向けて大きな推進となった。

2 自動車税について

収入未済額合計に占める割合が、個人県民税に次ぐ13%となっている当該県税については、平成23年度収入未済額は前年度より増加したが、滞納者個々の財産状況に応じた滞納処分を行う等効率的な滞納整理を徹底した結果、平成25年2月末現在で、すでに平成23年度収入未済額を下回った。

3 その他県税について

現年度課税分については、担当職員を決め、督促状発付後速やかに催告を行った。特に50万円以上の大口課税分については、納期限前から注視し、納期限経過後速やかに納税確認の電話を入れる等して納税を促し成果を上げている。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- H23年度収入未済額

現年度分	31,604,039円
過年度分	120,487,551円
合 計	152,091,590円

- H22年度収入未済額

現年度分	41,820,676円
過年度分	129,037,413円
合 計	170,858,089円

口 措置の内容

滞納額の8割を占める個人県民税徴収対策として、栗原・大崎・登米管内の県税事務所及び市町が連携して特別徴収義務者一斉指定に向けた打合会（3回開催）を立ち上げ、情報共有や移行スケジュールの平準化を図るなどした結果、平成25年度から一斉指定でできる見込みであり、これにより更なる縮減が期待される。

個人県民税以外の税目の縮減対策として、滞納者の資力調査（上半期324人分、下半期531人分）を実施し、担税力を把握するとともに「所長の思い」に基づく滞納整理の強化により、目標である差押件数（100件）は平成25年2月末で達成した。

また、自動車税現年滞納者対策として、平成25年2月～3月を滞納整理強化月間として位置づけ、出資金の積極的な差押えなど戦略的な滞納整理を行っている。この結果、収入未済額は平成23年度決算よりも縮減が図られる見込みである。

- ・平成24年2月末収入率（現滞計）83.82%
- 平成25年2月末収入率（現滞計）86.39%
(前年同月比2.57ポイント増)
- ・平成24年2月末収入未済額（現滞計）558,316千円
平成25年2月末収入未済額（現滞計）511,783千円
(前年同月比46,533千円縮減)

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・H23年度収入未済額

現年度分	112,491,803円
過年度分	628,727,614円
合 計	741,219,417円
- ・H22年度収入未済額

現年度分	343,880,217円
過年度分	577,810,401円
合 計	921,690,618円

口 措置の内容

平成24年度において、以下の対応策を講じ税収の確保に努めた。

- 1 滞納処分の促進（2月末現在）
 - ・自動車の差押促進
実績 420件（前々年度191件）
 - ・タイヤロックの実施
実績 5件（前々年度 6件）
 - ・自動車税滞納繰越分の収入率向上
目標 40% 2月末現在 41.48%
- 2 収入未済額の縮減対策（2月末現在）

・不納欠損処理

実績 46,322千円（前々年度 40,511千円）

3 個人県民税の徴収対策

平成25年度特別徴収義務者一斉指定に向けた予告書の送付

石巻市 5,075件

東松島市 6,099件

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

（内容）

・H23年度収入未済額

現年度分 45,725,271円

過年度分 113,608,637円

合 計 159,333,908円

・H22年度収入未済額

現年度分 54,989,505円

過年度分 126,812,460円

合 計 181,801,965円

ロ 措置の内容

- 個人県民税の税収確保として登米市との共同催告書を発送した。また、平成25年度の個人住民税特別徴収義務者一斉指定に向けて、打合会の開催や名簿作成などを支援した。
- 換価が容易な預貯金などの差押えを中心に滞納処分を強化した。
- 財産調査を実施して滞納処分に活用するとともに、資力のない滞納者には処分停止をするなど、債権管理を行った。

(8) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

（内容）

・H23年度収入未済額

現年度分 55,001,745円

過年度分 221,627,432円

合 計 276,629,177円

・H22年度収入未済額

現年度分 193,666,780円

過年度分 200,718,685円

合 計 394,385,465円

ロ 措置の内容

平成23年度については、震災直後で甚大な被害地域であったため、差押えを見合わせ、催告書及び差押予告書により滞納整理に努めたところである。

平成24年度については、住民税課税状況調査や財産調査を行い、資力のある滞納者に対

して預金、自動車及び生命保険等を差押えし、滞納額の縮減に努めているところである。

なお、平成24年度の差押件数は、差押目標件数100件に対して、平成25年2月末現在で75件執行している。

(9) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び未熟児療育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H23年度収入未済額

現年度分	2,155,050円
過年度分	9,137,898円
合 計	11,292,948円

・H22年度収入未済額

現年度分	4,055,315円
過年度分	6,998,670円
合 計	11,053,985円

○未熟児療育費

・H23年度収入未済額

現年度分	29,786円
過年度分	105,959円
合 計	135,745円

・H22年度収入未済額

現年度分	152,260円
過年度分	52,246円
合 計	204,506円

ロ 措置の内容

未納者については、催促状による通知後、滞納及び未償還者に対して、文書、電話及び直接訪問、連帯保証人の活用(母子等貸付金のみ)による納入・償還指導を行っている。

対象者には償還が困難な者もいるが、今後も引き続き収納促進を図るとともに、収納申告、届出義務の指導の徹底、貸付時の調査徹底を図り、未納者発生の防止に努めていく。

電話等の実績(9月～12月)

文書30件、電話251件、訪問93件

(10) 拓桃医療療育センター

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

修繕費の支出について、誤って請求金額と異なる金額を支出命令したもの

・件数	1 件
・正規支出金額	21,000円
・支出済金額	210,000円
・返納額	189,000円

ロ 措置の内容

複数の目でチェックしていたが、結果として誤りを見逃したことから、再発防止のため、

入力後の再確認等さらにチェックを厳格にすることとした。

(11) 気仙沼地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう
に対策を講じられたい。

(内容)

○郵便切手の紛失

平成23年11月1日の払出以降、郵便切手10,650円分を保管していたファイルが紛失し
たもの

○職員宿舎料の支払遅延

①平成23年4月分職員宿舎料

- ・金額 60,600円
- ・納期限 平成23年5月1日
- ・支払日 平成24年2月28日

②平成23年10月分職員宿舎料

- ・金額 36,690円
- ・納期限 平成23年10月31日
- ・支払日 平成24年2月28日

○延滞金の支払

職員宿舎料の支払遅延に伴い延滞金を支払ったもの

○帰属不明な現金

- ・金額 903円

○不適正な事務処理

収入証紙の返還請求に対する還付遅延、非常勤職員の社会保険加入及び脱退手続
の遅延等、適正な事務処理が行われなかつたもの

ロ 措置の内容

1 様々な状況

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが確認されたことから、事実関係の
調査と職員の法令違反等の報告（H23.12）及び亡失等事実確認報告（H24.2）を行い、
未処理の事務については、平成23年度内に処理した。

なお、帰属不明な現金（903円）については、今後の処理について、関係機関と協
議し処理に努める。

2 対応策

今後再び、このような不適切な取扱いが発生することのないよう、下記の改善策を
実施するとともに、綱紀粛正とチェック体制の強化に努め、事務事業の全般にわたり
より一層適正な執行管理に努める。

〔改善策〕

- ・現金等及び金庫の管理徹底
- ・切手払出及び確認行為の徹底
- ・正副担当者制の完全実施により、班員相互に事務の進行管理を行い、事務処理の遅
延等の防止を図るとともに、業務の課題、各人が抱える問題点等の情報を共有し、
必要なフォローアップが迅速にできるようにした。

(12) 水産技術総合センター

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出しが行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○物品購入契約に係る契約保証金返還金

・未払出額 207,900円

□ 措置の内容

監査で指摘された後、直ちに業者より契約保証金払戻請求書の提出を受け、支払いを行った。

今後は業者との契約書締結時に、契約保証金払戻請求書を添付して契約書を送付することにした。

また、歳入歳出外現金整理票を毎月出力し複数者で保管金の内容確認を行うことにより、払出漏れを防止していく。